

高宮堆肥センター 広島県堆肥共励会 最優秀賞受賞！

高宮町来女木にある高宮堆肥センターで製造する堆肥「こだわり健肥」が、広島県堆肥センター協議会が主催する第9回広島県堆肥共励会で、最優秀賞を受賞しました。安芸高田市内の堆肥センターとしては昨年の甲田堆肥センターに続き、2年連続の最優秀賞受賞です。

「高宮町で良質な堆肥を作ることで、産地づくりに貢献し、そこから地域活力が生まれていけばいいな、と考えています」と語るのは、広島北部農協高宮堆肥センター管理運営部会部長の木原央さんと、高宮堆肥センターの肥料の製造を受託している広島県製肥株式会社の代表取締役社長 山道信さん。

高宮堆肥センターは、平成11年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行されたことを受け、家畜排せつ物の管理の適正化と、ふんを発酵させ堆肥にして、農地に還元することを目指し、平成17年に開設しました。堆肥センターでは、地域の畜産農家の皆さんが持ち込んだ牛ふんを調査し、良質な堆肥を製

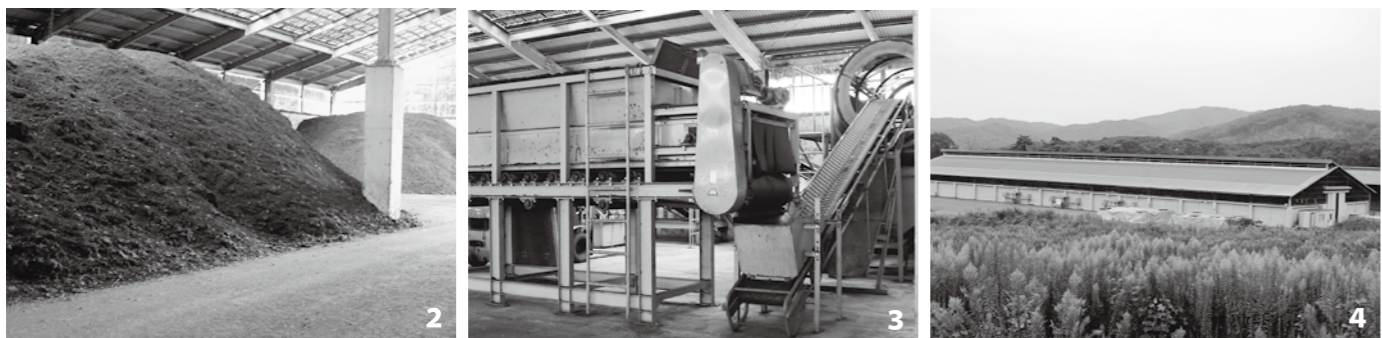
造しています。平成21年から、広島県製肥株式会社に肥料の製造を委託し、「こだわり健肥」を製造しています。

「良質な堆肥を作るために、牛ふんにおがく、活性炭などを混ぜ、発酵する時の温度を80度以上にすることを目標としています。発酵温度を保ち、発酵させると、堆肥が40日間で完成します。長年培った勘と目で、目標を達成できるように試行錯誤しました」と木原さんは言います。

「こだわり健肥は、未発酵の部分がないので、匂いがしないし、形状は乾燥していてさらさらです。農家の皆さんに喜ばれる、安全・安心のいい堆肥ができたので、広島県全域に普及させていきたい、と考えています。実際に使って、良さを感じてもらいたいですね」と山道さん。軽くてまきやすいこもこだわり健肥の特徴です。また、「今後はコスト削減にも取り組んでいきたい」と山道さんは語ります。新しい目標に向けて、こだわりの堆肥づくりは、まだまだ続きそうです。



1. (左から) 山道さんと、木原さん、部会の泉さん。2. 牛ふんを堆肥センター内で機械を使って調査し、堆積して発酵させる。その後活性炭などを使い最終調整した後、3. の機械を使って袋詰めする。4. 高宮堆肥センターの外観。



平成26年度税制改正（法人市民税・軽自動車税）について

税務課 ☎42-5614

平成26年3月31日公布された地方税法の一部改正にともない、法人市民税および軽自動車税について、以下のとおり市税条例を改正しました。

法人市民税の法人税割税率改正

平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から法人市民税の法人税割税率が引き下げられます。

	税率
平成26年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割	9.7%
平成26年9月30日までに開始した事業年度の法人税割	12.3%

※予定申告時の経過措置

平成26年10月1日以後に開始する**最初の事業年度**の予定申告の法人税割額の算式が、右表の上段のとおりとなります。通常は下段となります。

前事業年度分の法人税割額 × 4.7 ÷ 前事業年度の月数
前事業年度分の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数

軽自動車税の改正

①原動機付自転車、軽自動車のうち二輪のもの（軽二輪）・もっぱら雪上を走行するもの・小型特殊自動車、二輪の小型自動車については、平成27年度から税率が引き上げられます。

車種別	税率（年額）		
	平成26年度（現行）	平成27年度から	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽自動車	軽二輪（125cc超250cc以下）	2,400円	3,600円
	もっぱら雪上を走行するもの	2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,000円
	その他のもの（フォークリフト等）	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車（250cc超）	4,000円	6,000円	

②三輪および四輪の軽自動車については、新規新車登録の時期または新規新車登録から13年経過によって下表のとおり税率が引き上げとなります。**中古車取得の場合、取得時からではなく、その車が新車として登録されたときからの経過年数により適用されます。**

車種別	税率（年額）				
	新規新車登録の時期による区分		新規新車登録から13年経過したもの ※C		
	平成27年3月31日までの登録 ※A	平成27年4月1日以後の登録 ※B			
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		乗用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
貨物用		4,000円	5,000円	6,000円	

※Aは、新規新車登録から13年経過する年度まで平成26年度（現行）税率が据え置かれます。

（例）軽四輪乗用自家用車を平成18年3月1日に新規新車登録のものは、平成30年度まで7,200円が適用されます。平成31年度から※C 12,900円となります。

※Bは、新規新車登録から13年経過する年度まで適用される税率です。

（例）軽四輪乗用自家用車を平成27年4月1日に新規新車登録のものは平成27年度から10,800円が適用されます。平成27年4月2日から平成28年3月31日までに新規新車登録のものは平成28年度から10,800円となります。

※Cは、新規新車登録から13年経過したもの（電気自動車等を除く）について、平成28年度から適用される税率です。

（例）軽四輪乗用自家用車を平成14年12月31日以前に新規新車登録のものは平成28年度から12,900円となります。